



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 1
- 沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則（水産課）…………… 1

告 示

- 沖縄県税条例の規定による申告の期限の延長（税務課）…………… 2
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数（国民健康保険課）…………… 2
- 沖縄県県民の森の利用料金の承認（森林管理課）…………… 3
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課）…………… 4
- 都市計画事業の認可（道路街路課）…………… 4
- 県道の供用の開始・2件（道路管理課）…………… 5
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 5
- 都市計画事業の変更の認可・3件（下水道課）…………… 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）…………… 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・7件（都市計画・モノレール課）…………… 7

訓 令

- 沖縄県立芸術大学専門員等設置規程を廃止する訓令（文化振興課）…………… 8

人事委員会事項

- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 8

選挙管理委員会事項

- 沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示…………… 11
- 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示…………… 11

規 則

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第6号

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成30年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第13条中「拠出金の額」を「拠出金」に、「政令第8条に規定する国民健康保険事業費納付金の額に加算して」を「納入の通知をすることにより」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第7号

沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成31年沖縄県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「末日」の次に「（知事がこれらの号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第114号

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）第11条の規定により、県内に住所及び事務所、事業所又は家屋敷を有する者に係る条例第18条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する者に係る条例第46条第3項及び第5項の規定により課する個人の事業税の申告の期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第115号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

なお、平成31年沖縄県告示第130号（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数）は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区分	数
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.6640303067167
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.9388290423856
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.6981992273683
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999978182
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.6872449153177
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999952797
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

沖縄県告示第116号

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県民の森の利用料金を承認した。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県民の森
- 2 指定管理者 名護市宇宇茂佐913番地の2 沖縄北部森林組合
- 3 利用料金の適用年月日 令和2年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設

施設		利用料金の額
キャンプ場	宿泊	1区画につき 1,000円
	日帰り	1区画につき 450円
パークゴルフ場		1人1時間につき 410円
広場（スポーツの森、草スキー場、モトクロス場、中央広場及び樹木園に限る。）		1面1時間につき 600円
研修室		1時間につき 500円
シャワー室		1回につき 100円

(2) 備品

備品	利用者	利用料金の額
キャンプ用テント	児童・生徒	1張1泊につき 2,000円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1人1時間につき 200円
	一般・学生	1人1時間につき 300円
草スキー用具	児童・生徒	1人1時間につき 350円
	一般・学生	1人1時間につき 700円
グランドゴルフ用具	児童・生徒	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 90円
	一般・学生	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 190円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 100円
	一般・学生	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 200円

備考

- 1 「宿泊」とは、午後2時から翌日の午後2時までの利用をいう。
- 2 「日帰り」とは、午前10時から午後5時までの利用をいう。
- 3 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。
- 4 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、宿泊利用にあつては1区画につき800円、日帰り利用にあつては1区画につき350円とする。
- 5 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ用テントを使用する場合の利用料金の額は、1張1泊につき1,500円とする。

沖縄県告示第117号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和2年3月13日から同年4月3日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県八重山農林水産振興センター及び石垣市役所において縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 出願書受理年月日 令和2年3月3日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 玉城康裕

(2) 埋立区域

ア 位置 石垣市新栄町86番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ令和元年の秋分の満潮位（D.L.+2.28メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（池3）川花（北緯24度21分07秒906、東経124度08分54秒204）から230度11分40秒752.73メートルの地点

②の地点 ①の地点から161度00分40秒59.95メートルの地点

③の地点 ②の地点から161度04分47秒136.01メートルの地点

④の地点 ③の地点から71度06分04秒100.01メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から341度04分53秒13.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から251度06分02秒87.01メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から341度04分48秒113.01メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から71度06分02秒87.01メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から341度04分33秒10.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から251度06分20秒87.01メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から341度02分35秒59.95メートルの地点

ウ 面積 4,549.73平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 石垣市新栄町86番の地内及び同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

④の地点 四等三角点（池3）川花（北緯24度21分07秒906、東経124度08分54秒204）から234度54分44秒784.22メートルの地点

④の地点 ④の地点から161度04分49秒295.93メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から71度06分04秒200.02メートルの地点

⑩の地点 ⑤の地点から341度04分49秒296.08メートルの地点

ウ 面積 59,195.46平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地及び輸送施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 浦添市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 7・5・浦1号西原浦西線

3 事業施行期間 令和2年3月13日から令和4年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 浦添市西原六丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和2年3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 真地久茂地線
- 2 供用開始の区間 那覇市樋川1丁目405番4から那覇市樋川1丁目463番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月31日

沖縄県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和2年3月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 川平高屋線
- 2 供用開始の区間 石垣市字川平556番4から石垣市字川平820番12まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月23日

沖縄県告示第121号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町及び宜野座村
- 2 基本測量を実施する期間 令和2年3月16日から同月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

沖縄県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第193号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 宜野湾市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から令和6年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び下水管渠の変更

沖縄県告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1079号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 中城村

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 中城村公共下水道

3 事業施行期間 平成8年12月10日から令和7年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び排水区域の変更

沖縄県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1082号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 与那原町

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 与那原町公共下水道

3 事業施行期間 平成8年12月10日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 平成8年沖縄県告示第1082号、平成11年沖縄県告示第604号、平成16年沖縄県告示第226号、平成21年沖縄県告示第327号及び平成25年沖縄県告示第332号の事業地に、与那原町字与那原平瀬原、当川原及び運玉後原を加え、与那原町字与那原大見武原、前原、猫瀬原、平良原、阿知利原及び江口原、字上与那原前田原、前島原及び名幸侯原並びに字板良敷後原、山川原及びガマシ原地内において事業地を変更する。

5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 うるまシティプラザ うるま市字江洲487番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社コーベラ 沖縄市明道一丁

目21番5号 代表取締役 當山清則

- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和2年3月13日から同年4月13日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村字ライカム1番ほか373筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
- 3 法第8条第1項の規定による北中城村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和2年3月13日から同年4月13日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 真和志線沿道地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・那47号石嶺福祉センター線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 久茂地1丁目地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇市久茂地地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 久茂地高度利用地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 久茂地1丁目地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画市場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 沖縄県水産物地方卸売市場
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

訓 令

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局

沖縄県立芸術大学専門員等設置規程を廃止する訓令を次のように定める。
令和2年3月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立芸術大学専門員等設置規程を廃止する訓令

沖縄県立芸術大学専門員等設置規程（昭和61年沖縄県訓令第18号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年3月13日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月13日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第3号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2から第5条の4までを次のように改める。

（時間外勤務等を命ずる時間及び月数の上限）

第5条の2 任命権者は、職員に時間外勤務等（条例第6条に規定する正規の勤務時間を超え、又は週休

日、休日（条例第7条に規定する休日をいう。以下同じ。）若しくは代休日（条例第7条の2第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）に命ぜられて行う勤務をいい、第5項に規定する職員及び警察職員のうち条例第3条第3項の規定により特別の勤務に従事する職員が休日又は代休日に命ぜられて行う勤務を除く。以下この条において同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、職員に時間外勤務等を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務等を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する勤務箇所以外の勤務箇所に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(7)及び(イ)に定める時間

(7) 1箇月において時間外勤務等を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務等を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する勤務箇所が次号に規定する勤務箇所からこの号に規定する勤務箇所となった職員 ア及び次号に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が別に定める期間において人事委員会が別に定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い勤務箇所又は通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時若しくは緊急に処理しなければならないものに従事することが見込まれる勤務箇所として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務等を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務等を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務等を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務等を命ずる月数について6箇月

3 任命権者が、特例業務（大規模な災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして任命権者が定めるものをいう。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務等を命ずる必要がある場合については、同項の規定は、適用しない。この場合において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務等を必要最小限のものとしなければならない。

4 任命権者は、第2項第1号アに規定する時間を超えて時間外勤務等を命ぜられた職員に対し、その健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じなければならない。

5 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の協定をした事業場に勤務する職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員を除く。）については、第2項から前項までの規定は、適用しない。

6 任命権者は、第2項各号に規定する時間若しくは月数を超えて時間外勤務等を命じた場合又は第3項に規定する特例業務に従事する職員に時間外勤務等を命じた場合（前項に規定する職員にあっては、労働基準法第36条第1項の協定で定めた同条第2項第4号の労働時間を延長して労働させることができる時間（1日について定めた時間を除く。）を超えて時間外勤務等を命じた場合又は同法第33条第1項の規定により時間外勤務等を命じた場合）は、時間外勤務等を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのかどうかについて事後に検証を行うものとする。

7 任命権者は、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に時間外勤務等を命ずる場合には、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務代休時間の指定）

第5条の3 条例第6条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下この条において「給与条例」という。）第22条第5項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代

休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第22条第5項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第22条第2項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第15条(同条例第22条において準用する場合を含む。)又は第24条の規定により読み替えられた給与条例第22条第2項ただし書又は第3項(沖縄県一般職員の任期付職員の採用等に関する条例第10条第2項の規定により読み替える場合を含む。)に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第22条第2項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

(4) 給与条例第22条第4項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第6条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第5条の4 条例第6条の3第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、同条第14項に規定する子育て援助活動支援事業における同項各号に掲げる援助を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

第5条の5第1項中「に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を「による代休日」に改め、同条を第5条の6とし、同条の前に次の1条を加える。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第5条の5 条例第6条の4第1項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第5条の2第2項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(令和2年4月以後の期間に限る。)」とする。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月13日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県選挙管理委員会の権限に属する事項の専決処分に関する規程(昭和55年沖縄県選挙管理委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第10号中「非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年3月13日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、改正前の第2条第1項第4号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「土地改良法施行令」とあるのは、「土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年政令第294号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第1条の規定による改正前の土地改良法施行令」とする。

沖縄県選挙管理委員会告示第4号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月13日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程(昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

法第141条(自動車、船舶及び拡声機の使用)第5項の規定により自動車、船舶及び拡声器にする表示は、県委員会が交付する別記第7号様式及び別記第8号様式による表示板を用いてしなければならない。

第8条中「第164条の5(街頭演説)第3項」を「第164条の5(街頭演説)第2項」に改める。

第26条第1項中「個人演説会場」を「個人演説会等の会場」に、「個人演説会の」を「個人演説会等の」に改める。

第28条中「衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院沖縄県選出議員選挙において、法第142条(文書図画の頒布)第8項」を「法第142条(文書図画の頒布)第7項」に改める。

第30条第1項中「法第142条(文書図画の頒布)第1項第1号及び第2号並びに同条第2項の」を「証紙を貼るべき」に改める。

第36条第1項中「第169条（選挙公報の発行手続）第5項」を「第169条（選挙公報の発行手続）第6項」に、「第169条第1項」を「第169条第2項」に改める。

第61条第2項中「自治大臣」を「総務大臣」に、「第153条」を「第56条」に改める。

第68条中「第201条の14（政党その他の政治団体の機関紙誌）第1項」を「第201条の15（政党その他の政治団体の機関紙誌）第1項」に改める。

第23号様式その1注3中「衆議院小選挙区選出議員選挙」の次に「及び県議会議員一般選挙」を加える。

附 則

この告示は、令和2年3月13日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
--	--